

第十編

平成21年度の地方財政

1. 平成21年度地方財政計画	233
2. 平成21年度地方債計画	233
3. 平成21年度県内市町の決算状況	233

1 平成21年度地方財政計画

平成21年度の地方財政計画では、極めて厳しい地方財政の現状および現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額し、歳出面においては、「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上したほか、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制が図られた。

また、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとして策定された。

その規模は82兆5,557億円で、前年度に比べ8,457億円(1.0%)の減となつた。【資料1参照】

2 平成21年度地方債計画

平成21年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定された。

その規模は14兆1,844億円で、前年度に比べ1兆7,068億円(13.7%)の増となつた。【資料2参照】

3 平成21年度県内市町の決算状況

県内17市町の平成21年度決算について、全国市町村決算の純計と対比した主な特徴は次のとおりである（全国市町村決算には、特別区、一部事務組合および広域連合を含む。）。

(1) 決算規模の主な特徴

全国市町村普通会計決算の純計（以下、「全国決算」という。）は、前年度から歳入が6.7%の増、歳出が7.5%の増となつた。本県市町決算（以下、「本県決算」という。）は、景気後退による地方税・税交付金が減少した一方で、地方交付税、国庫支出金および臨時財政対策債が増加。

また、職員数の削減による人件費が減少した一方で、国の経済対策に基づく事業の実施により、前年度から歳入が3.9%の増、歳出が4.3%の増となつた。

(2) 岁入の主な特徴

ア 地方税

全国決算は、法人市町村民税および個人市町村民税の減少により、前年度と比べて4.5%の減となり、さらに税還付金が前年度から増加したため、地方税から税還付金を差し引いた金額は、前年度から4.8%の減となつた。

本県決算は、法人住民税等が減少し、前年度から 6.0% の減となった。

イ 地方譲与税

自動車重量譲与税の減少等に伴い、全国決算は、前年度から 5.9% の減となり、本県決算は 5.6% の減となった。

ウ 地方交付税

全国決算は、前年度から 4.8% の増となり、本県決算は 9.3% の増となった。

エ 一般財源

全国決算は、地方税等の減少により前年度を下回ったが、臨時財政対策債を含めた地方財政計画における一般財源で見ると、前年度から 0.1% 増となった。本県決算も前年度を下回り、歳入総額に占める割合は 3.1 ポイントの減となった。

オ 国庫支出金

全国決算は、国の経済対策により、前年度から 40.7% の増となった。本県決算は、定額給付金給付事業や地域活性化・生活対策臨時交付金などの国の経済対策に伴い 30.9% の増となった。

カ 地方債

全国決算は、臨時財政対策債等の増加により、前年度から 17.5% の増となった。本県決算においても、普通建設事業費の抑制を図っている中で建設地方債等は減少しているものの、臨時財政対策債の発行額の増加により、13.2% の増となった。

(3) 歳出の主な特徴

義務的経費は、全国決算は、人件費が各団体の歳出削減努力により減少 ($\Delta 1.9\%$) したこと、扶助費が生活保護費の増加等に伴い増加 (+7.3%) したこと、公債費が地方債元利償還金が減少したこと等 ($\Delta 2.2\%$) により、前年度から 1.0% の増となった。本県決算は、職員数の抑制等による人件費の減少 ($\Delta 2.3\%$) の一方で、生活保護費の増や障害者自立支援制度の改正に伴う扶助費の増加 (+5.6%) により、0.4% の増となった。

投資的経費は、全国決算は、国の経済対策等に伴う普通建設事業費の増加 (+12.3%) や豪雨災害等の減少による災害復旧事業費の減少 ($\Delta 11.4\%$) 等により、前年度から 12.0% の増となった。本県決算は、国の経済対策による教育施設耐震補強工事等の実施に伴う普通建設事業費の増加 (+12.9%) などにより、12.6% の増となった。

(4) 公営企業の主な特徴

地方公営企業会計の決算規模は、全国決算では、建設投資額や公的資金補償金免除繰上償還額の減少等により、前年度に比べ 9.1% の減となり、本県決算で 10.6% の減となった。

他会計からの繰入金は、全国決算では前年度に比べ 1.6% の減となり、本県決算では 1.0% の増となった。

企業債現在高は、全国決算では前年度末に比べ 5.8% の減となり、本県決算では 1.4% の減となった。

平成21年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成21年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成された地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成21年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆5,557億円（前年度比△8,457億円、△1.0%）
② 地方一般歳出	66兆2,186億円（〃 +4,560億円、+0.7%）
	（参考）1兆円の増額に関する地方一般歳出の増分除き 65兆4,200億円程度 （前年比△3,400億円程度、△0.5%）
③ 一般財源（水準超経費除き）の総額	57兆7,986億円（〃 +3,628億円、+0.6%）
④ 実質的な地方交付税の総額	20兆9,688億円 （⑩18兆2,393億円、+2兆7,295億円、+15.0%）
⑤ 地方交付税の総額	15兆8,202億円 （⑩15兆4,061億円、+4,141億円、+2.7%）
⑥ 財源不足額	10兆4,664億円（⑩5兆2,476億円） （参考）折半対象財源不足額 5兆5,106億円 （⑩ - ）

II 生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を「1兆円」増額

既定の加算とは「別枠」で地方交付税を1兆円増額

増額分の地方交付税は、「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源

① 地域雇用創出推進費の創設（②・⑩の措置）	5,000億円
② 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実	5,000億円

- 雇用創出につながる地域の実情に応じた事業の実施に必要な経費を計上する特別枠「地域雇用創出推進費」を創設
- 「地域雇用創出推進費」は、地方交付税の算定を通じて、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分
- 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実
 - ・「地域の元気回復」に向けた地域活性化のための財源確保（一般行政経費） 1,500億円程度
 - ・公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実（一般行政経費・公営企業繰出金） 1,500億円程度
 - ・最近の金融情勢を踏まえた公債費の償還期限の見直し（公債費） 2,000億円程度

III 財源不足の補てん

平成21年度における財源不足	10兆4,664億円 (⑩5兆2,476億円)
うち折半対象財源不足	5兆5,106億円 (⑩一)

- 平成21年度においては、地方交付税を1兆円増額して「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源を確保した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用して、以下のとおり財源不足を補てん

【折半対象前財源不足】	4兆9,558億円
① 財源対策債の発行	1兆2,900億円
② 地方交付税の増額による補てん措置	1兆2,225億円
・⑯国税決算精算分の先送り	4,994億円
・一般会計における加算措置（既往法定分）	7,231億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分、地方再生対策費分等）	2兆3,933億円
④ 減収補てん特例交付金	500億円
※ 自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を減収補てん特例交付金で補てん (⑦から⑬まで各年度500億円)	
※ 個人住民税における住宅ローン減税の創設に伴う⑭以降の減収は、全額減収補てん特例交付金で補てん	
【折半対象財源不足】	5兆5,106億円
① 地方交付税の増額等による補てん（臨時財政対策加算+特別交付金）	2兆7,553億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策加算相当額+特別交付金相当額）	2兆7,553億円

IV 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額	20兆9,688億円 (前年度比 +2兆7,295億円、+15.0%)
地方交付税	15兆8,202億円 (" +4,141億円、+2.7%)
臨時財政対策債	5兆1,486億円 (" +2兆3,154億円、+81.7%)

① 地方交付税の法定率分等	11兆 424億円
※ 交付税特別会計借入金支払利子	△5,711億円
※ 交付税特別会計剰余金の活用等	2,801億円
② 一般会計における加算措置等（既定ルール分による補てん）	3兆7,778億円
※ 既往法定分（7,231億円）、臨時財政対策加算（2兆5,553億円）	
※ ⑯国税決算精算分（4,994億円）については、必要な地方交付税総額を確保する観点から 全額を⑦から⑬に繰り延べ	
③ 1兆円の増額	1兆円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移（兆円）

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
実質的な地方交付税	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
うち地方交付税	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
うち臨時財政対策債	1.4	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1

V 地方財源の確保

一般財源総額 59兆786億円（前年度比 △8,072億円、△1.3%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 57兆7,986億円（〃 +3,628億円、+0.6%）

・地方税・地方譲与税 37兆6,478億円（前年度比 △3兆5,252億円）

　うち水準超経費相当額 1兆2,800億円（前年度比 △1兆1,700億円）

・地方交付税 15兆8,202億円（前年度比 +4,141億円）

・臨時財政対策債 5兆1,486億円（前年度比 +2兆3,154億円）

・地方特例交付金等 4,620億円（前年度比 △115億円）

地方債総額 6兆6,843億円（前年度比 △880億円、△1.3%）

（参考）臨時財政対策債含み 11兆8,329億円（前年度比 +2兆2,274億円、+23.2%）

【通常債】 5兆3,943億円（前年度比 +1,620億円）

【財源対策債】 1兆2,900億円（前年度比 △2,500億円）

（参考）【臨時財政対策債】 5兆1,486億円（前年度比 +2兆3,154億円）

VI 財政健全化の推進

基本方針2006に沿って、引き続き地方財政の健全化を推進

- 社会保障関係の国庫補助事業等の歳出の自然増がある中で、基本方針2006に沿って、引き続き地方歳出の抑制に努めつつ、地域雇用創出推進費など必要な歳出を計上

【減要因】

- ・給与関係経費………職員数2.4万人純減、給与構造改革等により△4,091億円
　※ 別途基礎年金公費負担割合の引上げにより1,485億円の増
- ・一般行政経費（単独）…対前年度マイナスを維持 △125億円
- ・投資的経費（単独）……△3%により、△2,499億円

【増要因】

- ・一般行政経費（補助）…社会保障関係費を中心に+7,227億円
- ・地域雇用創出推進費……+5,000億円

（参考）地方再生対策費…前年度同額

VII 道路特定財源の一般財源化に伴う措置

1 道路特定財源制度の廃止に伴う地方債の見直し

道路特定財源制度の廃止に伴い、道路特定財源が道路整備費の財源となることを前提とした地方債制度を見直し

① 一般公共事業債の充当率の引上げ

※ 現行の充当率45%（財源対策債）を90%（通常債30%、財源対策債60%）に引上げ

② 地方道路等整備事業債の創設

※ 臨時地方道整備事業債を見直した上で、通常事業分も対象とする地方道路等整備事業債を創設
(充当率：通常事業分70%、臨時事業分95%)

2 自動車関係諸税の減税補てん

自動車関係諸税の減税が市町村財政に大きな影響を与えることを踏まえ、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため、減収補てん特例交付金を交付

※ ⑪から⑬まで各年度500億円

VIII 地方公共団体金融機構の創設

「生活対策」に盛り込まれた「地方共同の金融機構」として地方公共団体金融機構を創設（地方公営企業等金融機構を改組）

- 地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、貸付対象に一般会計を含めることとし、平成21年度においては、新たに合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象
- 平成21年度に急増する臨時財政対策債について、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に5,000億円の機構資金を貸付

主な地方財政指標

一般財源総額

59.1兆円（平²⁰=59.9兆円、△1.3%）

(注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

65.3%（平²⁰=68.4%）

(注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

14.3%（平²⁰=11.5%）

[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高（平²¹末見込み）

197兆円（平²⁰末見込み=197兆円）

交付税特別会計借入金残高（平²¹末見込み）

33.6兆円（平²⁰末見込み=33.6兆円）

地方交付税「1兆円」増額

- 「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、地方交付税を1兆円増額加算
- 地方財政計画の歳出を見直して同時に1兆円増額し、地方一般財源を充実・確保

【地方交付税総額】	14.8兆円	→	15.8兆円
【地方歳出総額】	81.6兆円	→	82.6兆円
【地方一般歳出】	65.4兆円	→	66.2兆円
地域雇用創出推進費			5,000億円
その他（地域活性化、少子化対策、公立病院）			3,000億円
【国の一般会計加算等】	3.8兆円	→	4.8兆円

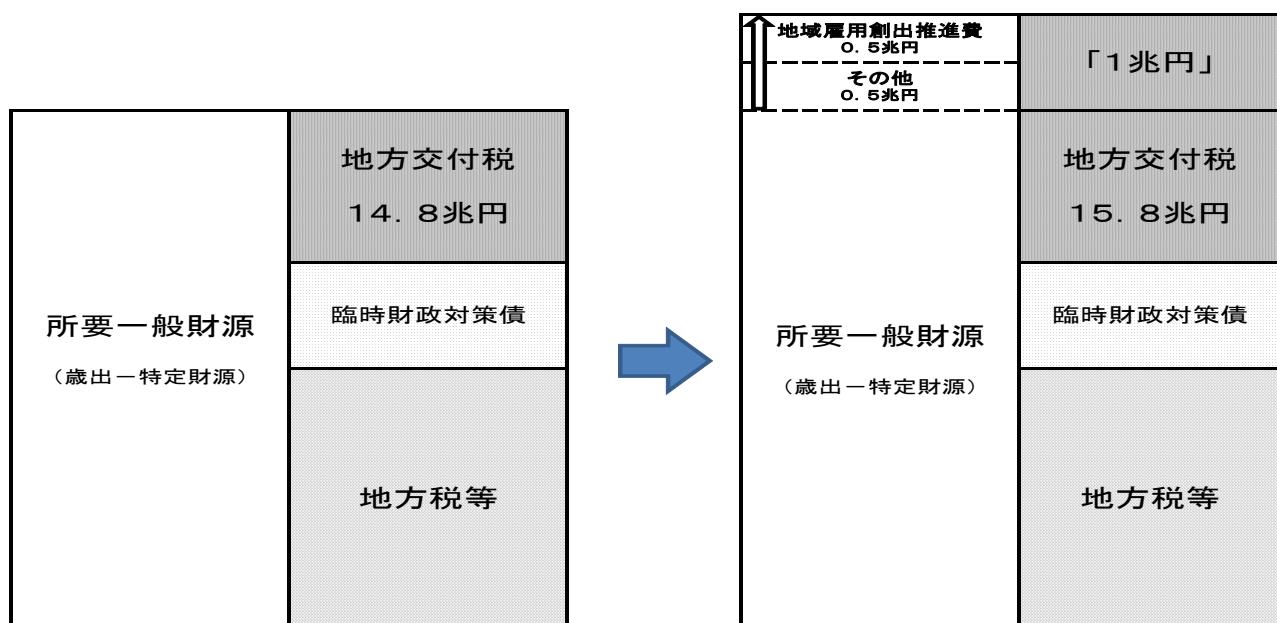
＜地方の歳出・地方交付税の推移＞

(単位：兆円)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳出合計 (水準超経費を除く)	88.5	86.8	85.7	84.0	82.8	81.7	80.8	81.0	81.3
増減	0.3	▲ 1.7	▲ 1.0	▲ 1.8	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 0.9	0.2	0.3
地方一般歳出	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2
増減	▲ 0.4	▲ 2.4	▲ 1.4	▲ 1.6	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.7	0.0	0.5
地方交付税	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
増減	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 1.5	▲ 1.2	0.0	▲ 1.0	▲ 0.7	0.2	0.4
実質的な地方交付税	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
増減	0.4	1.0	1.2	▲ 2.9	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 1.0	0.4	2.7

※地方財政計画ベース

地方交付税「1兆円」増額のイメージ



地方公共団体金融機構の創設について

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図る。

1. 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。

これに伴い、現機構の名称を地方公共団体金融機構に改める。

- ① 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ② 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。
- ③ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

2. 平成21年度の貸付け

(1) 一般会計

地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121億円を貸付け

(2) 公営企業会計

平成21年度の事業量を勘案し、8,209億円を貸付け

(3) 臨時財政対策債への対応

臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5,000億円を貸付け

資料2

平成21年度地方債計画について

1 策定方針

平成21年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機関（仮称）を創設（地方公営企業等金融機構の改組）し、一般会計についても貸付対象とすることとしている。

2 概況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成21年度の地方債の総額は下表のとおり14兆1,844億円となり、前年度に比べて1兆7,068億円、13.7%の増となっている。

このうち、普通会計分は11兆8,329億円で、前年度に比べて2兆2,274億円、23.2%の増となっている。

また、公営企業会計等分は2兆3,515億円で、前年度に比べて5,206億円、18.1%の減となっている。

(単位：億円、%)

区分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
普通会計分	118,329	96,055	22,274	23.2
通常分	48,143	46,373	1,770	3.8
特別分	70,186	49,682	20,504	41.3
臨時財政対策債	51,486	28,332	23,154	81.7
財源対策債	12,900	15,400	△ 2,500	△ 16.2
退職手当債	5,700	5,900	△ 200	△ 3.4
調整	100	50	50	100.0
公営企業会計等分	23,515	28,721	△ 5,206	△ 18.1
総 計	141,844	124,776	17,068	13.7
通常分	71,658	75,094	△ 3,436	△ 4.6
特別分	70,186	49,682	20,504	41.3

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 公債費負担軽減対策

平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、5兆円程度の公的資金（平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債5兆1,486億円を計上している。

(3) 地方道路等整備事業債の創設等

道路特定財源の一般財源化に伴い、臨時地方道整備事業債を見直した上で地方道路等整備事業債を創設している。

併せて、臨時河川等整備事業債及び臨時高等学校整備事業債について、一般事業債に移し替えている。

(4) 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大額な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,700億円を計上している。

② 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上している。

(5) 合併特例事業の推進

「市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）」及び「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づく市町村合併を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、9,500億円を計上している。

(6) 第三セクター等改革推進債の創設

第三セクター等の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施することができるよう、一般事業債において第三セクター等改革推進債を発行できることとしている。

(7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(8) その他

① 調整

国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分並びに地方法人特別税等による減収に係る資金手当分を計上している。

② 再生振替特例債の創設

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生団体が、収支不足額を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の期間内に計画的に解消するため、再生振替特例債を発行できることとしている。

4 地方債資金の確保

(1) 地方公共団体金融機構資金（仮称）の創設

地方公共団体金融機構資金を創設し、一般会計事業についても貸付対象とするとともに、地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処することとしている。

平成21年度の地方公共団体金融機構資金については、

- ① 地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業債について、従来分に加え、新たに、合併特例事業債、防災対策事業債及び地域活性化事業債を対象とし、5,121億円を計上している。
- ② 臨時財政対策債の急増に対処するため、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に5,000億円を計上している。

(2) 公的資金

公的資金については、臨時財政対策債の急増に対処するため、地方公共団体金融機構資金を5,000億円増額するとともに、財政融資資金を6,946億円増額することにより、5兆7,670億円を確保している。

(3) 民間等資金

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債等の発行を引き続き推進することとし、市場公募地方債3兆6,700億円（対前年度2,700億円、7.9%増）を計上している。

（単位：億円、%）

区分	平成21年度計画額		平成20年度計画額		差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公的資金	57,670	40.7	45,730	36.6	11,940	26.1
財政融資資金	39,340	27.7	32,400	26.0	6,940	21.4
地方公共団体金融機構資金（仮称） (国の予算等貸付金)	18,330 (1,819)	12.9 —	13,330 (2,127)	10.7 —	5,000 (△ 308)	37.5 (△ 14.5)
民間等資金	84,174	59.3	79,046	63.4	5,128	6.5
市場公募	36,700	25.9	34,000	27.2	2,700	7.9
銀行等引受	47,474	33.5	45,046	36.1	2,428	5.4
合計	141,844	100.0	124,776	100.0	17,068	13.7

（注）1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆7,800億円（前年度比7,500億円、12.5%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

平成21年度地方債計画

(単位: 億円、%)

項目	平成21年度 計画額(A)	平成20年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
一一般会計債				
1一般公共事業	18,186	18,874	△ 688	△ 3.6
2公営住宅建設事業	1,532	1,603	△ 71	△ 4.4
3災害復旧事業	372	403	△ 31	△ 7.7
4教育・福祉施設等整備事業	5,974	6,241	△ 267	△ 4.3
(1)学校教育施設等	1,923	1,993	△ 70	△ 3.5
(2)社会福祉施設	291	306	△ 15	△ 4.9
(3)一般廃棄物処理	1,243	1,369	△ 126	△ 9.2
(4)一般補助施設等	1,817	1,873	△ 56	△ 3.0
(5)施設(一般財源化分)	700	700	0	0.0
5一般単独事業	27,057	25,341	1,716	6.8
(1)一般	5,328	5,111	217	4.2
(2)地域活性化	844	870	△ 26	△ 3.0
(3)防災対策	1,222	1,260	△ 38	△ 3.0
(4)合併特例	9,500	9,500	0	0.0
(5)地方道路等	10,163	8,600	1,563	18.2
6辺地及び過疎対策事業	3,116	3,213	△ 97	△ 3.0
(1)辺地対策	478	493	△ 15	△ 3.0
(2)過疎対策	2,638	2,720	△ 82	△ 3.0
7公共用地先行取得等事業	607	636	△ 29	△ 4.6
8行政改革推進	3,200	4,400	△ 1,200	△ 27.3
9調整	100	50	50	100.0
計	60,144	60,761	△ 617	△ 1.0
二公営企業債				
1水道事業	3,570	4,263	△ 693	△ 16.3
2工業用水道事業	289	259	30	11.6
3交通事業	2,564	2,798	△ 234	△ 8.4
4電気事業・ガス事業	36	40	△ 4	△ 10.0
5港湾整備事業	550	556	△ 6	△ 1.1
6病院事業・介護サービス事業	2,414	2,887	△ 473	△ 16.4
7市場事業・と畜場事業	128	448	△ 320	△ 71.4
8地域開発事業	1,339	1,467	△ 128	△ 8.7
9下水道事業	13,494	14,994	△ 1,500	△ 10.0
10観光その他事業	130	71	59	83.1
計	24,514	27,783	△ 3,269	△ 11.8
合計	84,658	88,544	△ 3,886	△ 4.4

(単位：億円、%)

項目		平成21年度 計画額(A)	平成20年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
三 公 営 企 業 借 換 債		-	2,000	△ 2,000	皆減
四 臨 時 財 政 対 策 債		51,486	28,332	23,154	81.7
五 退 職 手 当 債		5,700	5,900	△ 200	△ 3.4
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(1,819)	(2,127)	(△ 308)	(△ 14.5)
総 計		(1,819) 141,844	(2,127) 124,776	(△ 308) 17,068	(△ 14.5) 13.7
内訳	普 通 会 計 分	118,329	96,055	22,274	23.2
	公 営 企 業 会 計 等 分	23,515	28,721	△ 5,206	△ 18.1
資 金 区 分					
公 的 資 金		57,670	45,730	11,940	26.1
財 政 融 資 資 金		39,340	32,400	6,940	21.4
地方公共団体金融機関資金(仮称) (国 の 予 算 等 貸 付 金)		18,330 (1,819)	13,330 (2,127)	5,000 (△ 308)	37.5 (△ 14.5)
民 間 等 資 金		84,174	79,046	5,128	6.5
市 場 公 募		36,700	34,000	2,700	7.9
銀 行 等 引 受		47,474	45,046	2,428	5.4

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 地方道路等は、道路特定財源の一般財源化に伴い創設するものであり、平成20年度計画額は、臨時地方道に係る額である。
- 2 行政改革推進は、平成20年度の行政改革等推進のうちの地域再生事業に係るものを見直ししている。
- 3 臨時河川等及び臨時高等学校は、一般に移し替えている。
- 4 介護サービス施設整備事業は、病院事業・介護サービス事業に移し替えている。
- 5 公営企業借換債は、補償金免除繰上償還と併せて平成19年度及び平成20年度に前倒し実施されたことから、平成21年度においては計上していない。
- 6 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 7 地方公共団体金融機関資金(仮称)の平成20年度計画額は、地方公営企業等金融機関資金及び公営企業金融公庫資金の合算額である。